

納税義務者（従業員）の皆さまへ

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却の一時的な措置として、令和6年度分の個人市民税・県民税について定額減税（特別税額控除）を実施します。

令和6年度分の市民税・県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合は給与収入額2,000万円以下）で所得割が課税される方

○市民税・県民税・森林環境税が非課税の方

○市民税・県民税均等割、森林環境税のみの課税の方

ただし、定額減税可能額が所得割額を超える場合は、所得割額を限度とします。

- 1 納税義務者(本人): 1 万円
- 2 控除対象配偶者(注 1)(国外居住者を除く): 1 万円
- 3 扶養親族(注 2)(国外居住者を除く): 1 人につき 1 万円

(注2) 扶養親族：本人と生計を一にする親族（配偶者、事業専従者を除く）で、前年中の合計所得金額が48万円以下の扶養親族
※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く）については、令和7年度分の所得割額から減税する予定です。

定額減税は、寄附金税額控除（ふるさと納税）、住宅ローン控除などの他の税額控除をすべて反映した後の所得割額から減税します。（均等割額及び森林環境税額からは減税しません。）

なお、具体的な減税方法（減税後の徴収方法）は、裏面をご覧ください。

記載される市民税・県民税額については、「定額減税後」の実際に納付していただく税額を記載していますので、定額減税額などを特別徴収義務者様で計算していただく必要はありません。

また、納税義務者用の「摘要欄」に下記のようなイメージで、定額減税額を記載していますので、通知書に記載された減税額をご確認ください。

なお、特別徴収義務者用には、定額減税に係る記載はありません。

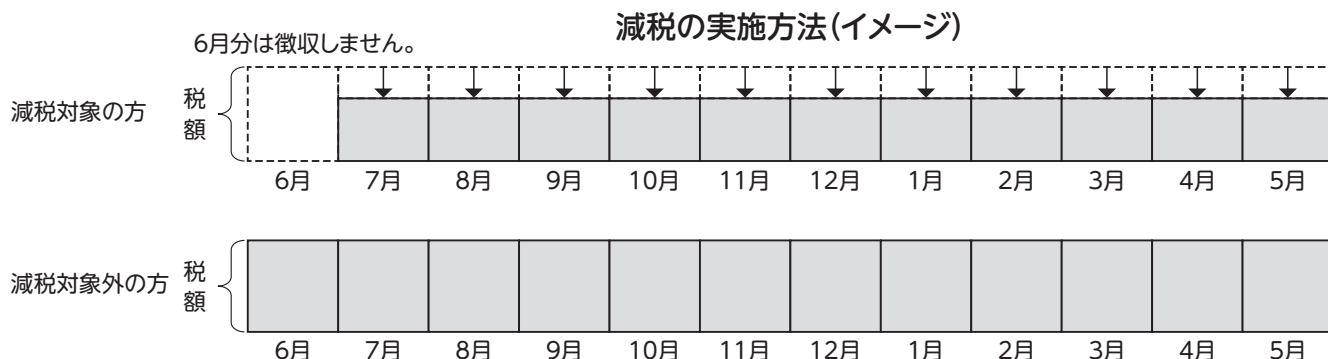
所得 控除	雑 損			障・寡・ひ・勤		控	老	扶	養	親	族	該	当	区	分	本	人	該	当	区	分	新	起	損	失
	医 療 費			配 偶 者																					
	社会保険料			配偶者特別																					
	小規模企業共済			扶 養																					
	生命保険料			基 礎																					
地震保険料			所得控除合計②																						
(摘要)																									
減税控除済額 市民税 ○○円 県民税 △△円 控除外額 □□円																									

●定額減税の実施方法

令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11ヶ月で分割して徴収します。(各月の100円未満の端数については、最初の月で徴収します。)

定額減税が適用されない方については、通常どおりの徴収方法で徴収します。

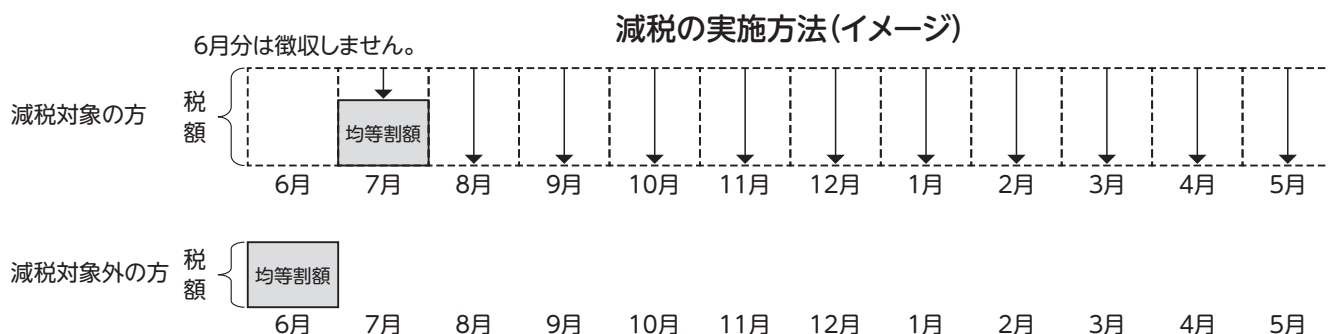
※全ての方が6月分を徴収しないということではありませんのでご注意ください。



◆税額が均等割額のみの場合

◇定額減税の対象者のうち、定額減税後の税額が均等割額のみとなる場合（定額減税で所得割額が全額減税された場合）は、7月に均等割額が全額徴収されます。

◇定額減税の対象ではなく、均等割額のみが課税される方は、通常どおり、6月に均等割額が全額徴収されます。



●留意事項

減税しきれなかった場合は、差額分の調整給付金を支給する予定です。詳細が決まり次第、市ホームページ等で担当部署からお知らせする予定です。

「ふるさと納税の特例控除額の控除限度額」や「年金からの特別徴収の翌年度仮徴収税額（令和7年4月、6月、8月）」の算定基礎となる令和6年度分の所得割額は定額減税前の所得割額で計算を行うため、定額減税による影響はありません。

※調整給付金や低所得者支援給付金、定額減税については、内閣官房ホームページ <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html> などをご覧ください。

※所得税に係る定額減税については、国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm> をご覧ください。

※必要に応じて、このお知らせをコピーのうえ、従業員の方にお渡しいただきますようお願いいたします。